

地方事務所長
福祉事務所長
(中核市設置を除く)
保健所長
市町村民生担当部(課)長
長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長
知的障害者更生相談所長
精神保健福祉センター所長
知的障害者福祉工場の長
精神障害者通所授産施設の長

様

長野県社会部長
(公印省略)

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る福祉工場等の
相互利用制度について (通知)

平成18年10月1日からの障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の完全施行に伴い、
標記の制度について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知[「身体障害者、知的障害
者及び精神障害者に係る福祉工場等の相互利用制度について」(平成19年12月3日付け障発
第1203001号、以下「国要綱」という。)]を受けたことから、この取扱いを下記のとおり定
め、平成18年10月1日から適用することとしますので御配意をお願いします。

なお、本通知により「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用
制度について」(平成15年7月4日付け15障第231号等本職等通知)及び同時に施行された
関係通知等については平成18年9月30日までの適用をもって廃止するとともに、本通知は、
平成23年度の当該事業実施分の適用をもって廃止します。

記

1 県実施要綱について

平成18年10月1日からの次の施設利用者の相互利用制度の実施について国要綱を県実
施要綱として準用します。なお、国要綱の別紙の3(2)の知的障害者福祉工場及び精神
障害者通所授産施設の長は知事に協議し、承認を得るものとします。

- (1) 県内所在の精神障害者通所授産施設への身体障害者又は知的障害者の利用
- (2) 県内所在の知的障害者福祉工場への身体障害者又は精神障害者の利用

2 相互利用の定員

相互利用は、知事の承認を得た定員の範囲で行うこととします。この承認に当たっては、本来の施設利用が妨げられることのないよう、次の事項に十分留意して行ってください。

なお、国要綱の別紙の3(2)に基づき、承認を受けようとする場合には、「福祉工場等相互利用制度指定協議書」(様式1)を知的障害者福祉工場の利用については上小地方事務所、または精神障害者通所授産施設の利用については所在地を所管する保健所(国要綱では長野市保健所を除く。)を経由の上、知事へ提出してください。

- (1) 地域における施設種別、定員の状況
- (2) 施設の待機者の状況
- (3) 入所者支援等施設の受入体制、運営状況等
- (4) 地域における今後の施設整備計画等

3 運営費補助金の交付申請等

本制度に基づく運営費補助金の交付申請等所要の手続きは、次のとおりです。

- 身体障害者及び知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合、または身体障害者及び精神障害者が知的障害者福祉工場の福祉工場等運営費については、「障害者自立支援給付費等の国庫負担(補助)について」(各年度に適用される厚生労働事務次官通知)の別紙「障害者自立支援給付費等国庫負担(補助)金交付要綱」によります。

また、下記の県の補助は、別に定める障害者自立支援給付等県費負担(補助)金要綱、知的障害者福祉工場運営事業補助金交付要綱(平成7年4月1日付け7障第540号)及び精神障害者社会復帰施設運営事業補助金交付要綱(平成2年3月2日付け元保予第752号)によります。

- (1) 身体障害者及び知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合
 - ア 市が行う当該事業に対しては県の補助はありません。ただし、居住地不明の身体障害者及び知的障害者については県の補助事業となります。
 - イ 町村が行う当該事業に対しては県の補助事業となります。
 - ウ 施設運営を行う法人が受ける精神障害者通所授産施設運営費の補助金の算定については、精神障害者社会復帰施設運営事業補助金交付要綱に定める相互利用の基準額に、受け入れた身体障害者数及び知的障害者数を乗じた額を控除して行います。
- (2) 身体障害者及び精神障害者が知的障害者福祉工場を利用する場合
施設運営を行う社会福祉法人に対しては、県の補助事業となります。

4 報告

国要綱の別紙の2の実施主体は、相互利用の実施状況を明確にするため、「利用者台帳」(様式2)を整備するとともに、毎年度末の利用者の状況について「相互利用実施状況報告書」(様式3)を作成し、翌年度4月15日までに身体障害者または知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合について、障害福祉課に提出してください。

担 当	障害福祉課施設支援係 (課長)寺沢 博文 (担当者)中澤 秀二
電話直通	026-235-7149
防災電話	8-231-2393
E-mail	fukushi@pref.nagano.jp

(様式3)

平成 年度相互利用実施状況報告書

市町村障害福祉担当課長 印

	施設種別	施設定員	相互 利用定員	相互 利用者数
身体障害者	精神障害者通所授 産施設			
合計				
知的障害者	精神障害者通所授 産施設			
合計				
総計				